

22環政第27号
平成22年4月9日

各建設業関係機関

代 表 者 各位

長崎県環境部環境政策課長



改正土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更時の届出について（お知らせ）

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、土壤汚染対策法は「土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する」ことを目的として平成15年2月15日に施行されました。

その後、全国的に法に基づかない土壤汚染の発見等の課題が明らかとなり、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（改正土壤汚染対策法）が平成22年4月1日に施行されました。

特に貴建設業関係機関におかれましては、改正法第4条に「一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更の届出」を工事着工の30日前までに都道府県知事（長崎市、佐世保市にあっては各市長）あてに行わなければならないと規定されております。また、当該土地において土壤汚染のおそれがあると判断された場合、土壤汚染状況調査命令が発出されます。

つきましては、「土地の形質変更時の届出要領」及び「改正土壤汚染対策法について（概要）」を作成しましたので、これらの手引書を御参照のうえ、事前届出に遺漏なきようよろしくお願いいたします。

なお、貴機関の会員への周知につきましても併せてお願いいたします。

お問い合わせ先

長崎県環境部 環境政策課 環境監視班

TEL 095-895-2356（担当：本多）

FAX 095-895-2566

改正土壤汚染対策法について (概要)

平成22年4月

長崎県環境部環境政策課

目 次

はじめに	1
I 土壌汚染対策法のしくみ	2
II 特定有害物質と指定基準	3
(1) 指定基準の種類	3
(2) 指定基準	3
III 土壌汚染状況調査	4
(1) 調査の対象となる土地	4
(2) 調査の実施者	4
(3) 調査の対象となる物質	4
(4) 物質ごとに行う調査の内容	4
(5) 調査方法	5
(6) 調査の省略	5
(7) 調査報告書の提出	5
(8) 調査の猶予	5
IV 要措置区域と形質変更時要届出区域	6
V 指示措置	7
VI 指定の申請	8
VII 汚染土壌の搬出	8
VIII 汚染土壌処理業	8
IX 汚染土壌管理表	8

はじめに

土壤汚染対策法は、有害物質を取り扱っている工場や事業場の土壤汚染が不明のまま放置され、地下水汚染を生じさせたり、不特定多数の人が立ち入る土地に利用されることによって、人の健康被害が生じてしまうことを防止することを目的としており、平成 15 年 2 月 15 日に施行され、有害物質を取り扱う施設の廃止時など、一定の機会を捉えて土壤汚染状況調査を実施し、土壤汚染が判明した場合は人の健康被害が生じないように措置を講ずること等を定めてきました。

しかし、法に基づかない土壤汚染の発見の増加、掘削除去の偏重、汚染土壤の不適切処理による汚染の拡大等の現状と課題を解決するために、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染された土壤の適正処理の確保に関する規定を新設した改正法が平成 22 年 4 月 1 日に施行されました。

I 土壤汚染対策法のしくみ

土壤汚染状況調査の実施

☆調査を実施しなければならないとき

- ・ 水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）
- ・ 一定規模（3,000 m²）以上の土地の形質変更で土壤汚染のおそれがあると県等（長崎市及び佐世保市は各市、それ以外は県：以下「県等」という）が認めるとき（法第4条）
- ・ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれありと県等が認めるとき（法第5条）

☆調査の実施者

- ・ 土地の所有者等（土地の所有者、管理者、占有者）が指定調査機関に調査を依頼して実施

☆調査結果

- ・ 調査結果を県等に報告しなければならない

土壤汚染状況調査結果

土壤溶出量基準及び土壤含有量基準への適合性判断

基準適合

規制対象外

基準不適合

指定の申請

自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等は県等に区域の指定の申請を行うことができます。（法第14条）

健康被害のおそれの有無の判断

おそれなし

形質変更時要届出区域に指定（法第11条）

おそれあり

要措置区域に指定（法第6条）

要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下要措置区域等）に指定した場合、県等は公示をします。また、要措置区域台帳及び形質変更時要届出区域台帳を作成し、閲覧に供します。

要措置区域等の汚染土壤の搬出等に関する規制

☆汚染土壤の搬出時には届出が必要で、運搬方法には基準が定められています。

☆汚染土壤の処理を業として行うには許可が必要で、汚染土壤の処理には基準が定められています。

☆搬出される汚染土壤の管理は汚染土壤管理票により行います。

II 特定有害物質と指定基準

(1) 指定基準の種類

特定有害物質は、次のふたつのリスクを考慮した基準があります。

- ① 特定有害物質が含まれた汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、汚染地下水を摂取することによるリスクの観点からの基準（土壌溶出量基準）
- ② 特定有害物質が含まれた汚染土壌を直接摂取するリスクの観点からの基準（土壌含有量基準）

(2) 指定基準

特定有害物質（法2条）		土壌溶出量基準	土壌含有量基準	(参考) 第2溶出量基準
☆ 第1種 揮発性有害化学物質☆	四塩化炭素	0.002mg/L 以下		0.02mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		0.04mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下		0.2mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		0.4mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		0.02mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		0.2mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		0.1mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		3mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		0.06mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下		3mg/L 以下
	ベンゼン	0.01mg/L 以下		0.1mg/L 以下
☆ 第2種 重金属等有害化学物質☆	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.3mg/L 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下	1.5mg/L 以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアソとして 50mg/kg 以下	1mg/L 以下
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下	0.005mg/L 以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと		検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.3mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.3mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.3mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	24mg/L 以下
☆ 第3種 農薬等	シマジン	0.003mg/L 以下		0.03mg/L 以下
	チウラム	0.006mg/L 以下		0.06mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		0.2mg/L 以下
	PCB	検出されないこと		0.003mg/L 以下
	有機りん化合物	検出されないこと		1mg/L 以下

Ⅲ 土壤汚染状況調査

(1) 調査の対象となる土地

- ① 水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設が廃止されたとき、当該施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地（法第 3 条）
- ② 一定規模（3,000 m²）以上の土地の形質変更が行われる場合で、土壤汚染のおそれがあると県等が認める土地（法第 4 条） ※土地の形質の変更を行う 30 日前までに届出が必要です。
- ③ 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあると県等が認める土地（法第 5 条）

(2) 調査の実施者

土地の所有者等は環境大臣が指定する指定調査機関に依頼して実施します。

(3) 調査の対象となる物質

- ① 法第 3 条、4 条に基づく調査は、地歴調査等で汚染、飛散、流出浸透、製造、使用、貯蔵等が把握できた特定有害物質
- ② 法第 5 条に基づく調査は、県等が人の健康に係る被害が生じるおそれがあると認めた特定有害物質

(4) 物質ごとに行う調査の内容（施行規則第 2 条）

物質ごとに必要な調査が定められています。

特定有害物質	土壤溶出量調査	土壤ガス調査	土壤含有量調査
揮発性有機化合物 (第 1 種特定有害物質)	○※	○	
重金属等 (第 2 種特定有害物質)	○		○
農薬等 (第 3 種特定有害物質)	○		

※土壤ガス調査で特定有害物質が検出された場合や土壤ガス調査を省略した場合に実施します。

(5) 調査方法（施行規則第3条～第10条）

土地の利用方法や特定有害物質の使用・処理状況等から、調査対象地の土壌汚染のおそれを把握し、調査対象物質ごとに調査対象地を区分して調査を実施します。

特定有害物質の種類		第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第2種特定有害物質 (重金属等)	第3種特定有害物質 (農薬等)
試料採取方法	汚染のおそれがある土地	100 m ² に1地点	100 m ² に1地点	100 m ² に1地点
	汚染のおそれが少ない土地	900 m ² に1地点	900 m ² に1地点 (複数地点均等混合)	900 m ² に1地点 (複数地点均等混合)
	汚染のおそれがない土地	不要	不要	不要

(6) 調査の省略（施行規則第11～14条）

土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等を行わずに調査報告をすることができますが、例えばおそれの把握（地歴調査等）を行わなかった場合、調査対象地全域について、25種すべての特定有害物質について第2溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない土地とみなされます。

(7) 調査報告書の提出（施行規則第1条）

有害物質使用特定施設の使用廃止後120日以内、又は調査命令を受けた場合は県等が指定した日までに、土壌汚染状況調査の報告書を県等に提出しなければなりません。

(8) 調査の一時的免除（施行規則第16条）

有害物質使用特定施設の使用廃止後も、その土地が引き続き工場・事業場として使用されるなど、その利用方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない場合は、申請により確認を受ければ、調査の実施が免除されます。しかし、これらの条件を満たさなくなった場合は、確認は取り消され、調査を行わなければなりません。

Ⅳ 要措置区域と形質変更時要届出区域

土壤汚染状況調査の結果、土壤含有量基準超過又は土壤溶出量基準超過が判明した場合は健康被害が生ずるおそれの有無により、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます。

	要措置区域	形質変更時要届出区域
指定要件	土壤汚染の摂取経路があり、 <u>健康被害が生ずるおそれがある</u> ため汚染の除去等の措置が必要な区域（法第 6 条）	土壤汚染の摂取経路がなく、 <u>健康被害が生ずるおそれがない</u> ため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）（法第 11 条）
規制	- 汚染の除去等の措置を県等が指示（法第 7 条） - 土地の形質変更の原則禁止（法第 9 条）	土地の形質変更時に県等に計画の届出が必要（法第 12 条） ↓ 形質の変更に着手する日の 14 日前までに
指定解除	- 汚染の除去が行われた場合には指定を解除 - 摂取経路の遮断が行われた場合は、指定を解除し、形質変更時要届出区域に指定（法第 6 条）	汚染の除去が行われた場合には指定を解除（法第 11 条）

要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されると、要措置区域台帳（法第 6 条）及び形質変更時要届出区域台帳（法第 11 条）に掲載され、窓口で閲覧することができます。

閲覧場所

（長崎市、佐世保市以外）

長崎県環境部環境政策課

長崎県長崎市江戸町 2-13

TEL 095-895-2356

FAX 095-895-2566

（長崎市）

長崎市環境部環境保全課

長崎県長崎市桜町 2-22

TEL 095-829-1156

FAX 095-820-0316

（佐世保市）

佐世保市環境部環境保全課

長崎県佐世保市稲荷町 1-8

TEL 0956-26-1787

FAX 0956-34-4477

V 指示措置（法第7条）

県等は、要措置区域内の土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示します（指示措置）。

① 土壌含有量基準超過の土地

	指示措置	同等以上の措置
砂場等	土壌汚染の除去	舗装、立入禁止
盛土では支障がある土地	土壌入換え	舗装、立入禁止、土壌汚染の除去
上記以外	盛土	舗装、立入禁止、土壌入換え、土壌汚染の除去

② 土壌溶出量基準超過の土地

		指示措置	同等以上の措置
	地下水汚染なし	地下水の水質の測定	不溶化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、土壌汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
有害物質 第1種特定	第2溶出量基準不適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)※	地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
	第2溶出量基準適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
有害物質 第2種特定	第2溶出量基準不適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)※	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
	第2溶出量基準適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)	不溶化、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
有害物質 第3種特定	第2溶出量基準不適合	遮断工封じ込め	地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去
	第2溶出量基準適合	遮水工封じ込め (原位置封じ込め)	遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去

☆「第2溶出量基準」とは、土壌溶出量基準の10～30倍に相当するものである。

※第2溶出量基準不適合の土地について遮水工封じ込め又は原位置封じ込めを行う場合は、不溶化又は原位置浄化を行い、第2溶出量基準に適合させた上で行う必要がある。

VI 指定の申請（法第 14 条）

土地所有者等は、自主的な土壌調査により土壌汚染が判明した場合は、当該土地の区域を要措置区域等の指定をすることを申請することができます。（法で定める方法で行われた調査に限る）

VII 汚染土壌の搬出（法第 16 条）

要措置区域等内の土地の土壌を、区域外へ搬出しようとする場合は、搬出に着手する 14 日前までに、市に届け出る必要があります。

運搬方法には運搬基準があります。また搬出土壌を処理するには汚染土壌処理業者に処理を委託する必要があります。

VIII 汚染土壌処理業（法第 22 条）

要措置区域等から搬出される汚染土壌を業として処理する場合には、汚染土壌処理施設ごとに県等の許可（汚染土壌処理施設の構造基準等に適合していることが必要）を受けなければなりません。

汚染土壌処理施設は下記の 4 種類の施設に分類されます。

- ・浄化等処理施設（浄化、溶融、不溶化）
- ・セメント製造施設
- ・埋立処理施設
- ・分別等処理施設（異物除去、含水率調整）

IX 汚染土壌管理票（法第 20 条）

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する場合で、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、汚染土壌の引渡しと同時に運搬の受託者に対し、管理票を交付する必要があります。

問い合わせ先

【長崎市、佐世保市以外】

長崎県環境部環境政策課

長崎県長崎市江戸町 2-13

TEL 095-895-2356

FAX 095-895-2566

【長崎市内】

長崎市環境部環境保全課

長崎県長崎市桜町 2-22

TEL 095-829-1156

FAX 095-820-0316

【佐世保市内】

佐世保市環境部環境保全課

長崎県佐世保市稲荷町 1-8

TEL 0956-26-1787

FAX 0956-34-4477

土地の形質の変更時の届出要領

～平成22年4月1日から改正土壤汚染対策法が施行されました～

一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質を変更しようとする者は、変更
に着手する日の30日前までに、県に届出をする必要があります。

県は、届出された土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある
場合には、土地所有者等にその土地の土壤調査を命令することとなります。

なお、対象地域が長崎市及び佐世保市である場合は、それぞれの市に届出を
行います。

□届出の対象となる土地

- 掘削部分と盛土部分の合計の面積が3,000㎡以上の土地の形質の変更を行おう
とする土地（盛土のみの土地の形質の変更の場合は、届出は不要）

【届出対象外】

ア) 次の1～3のいずれにも該当しない行為

1. 土壌を形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
2. 土壌の飛散または流出を伴う形質変更を行うこと
3. 土地の形質変更に係る部分の深さが50cm以上であること

イ) 農業を営むために通常行われる行為でア)の1に該当しないもの

ウ) 林業の用に供する作業路網の整備でア)の1に該当しないもの

エ) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

オ) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

□届出対象者、届出先及び届出部数

- 「土地の形質の変更をしようとする者」が届出を行います。

例えば、土地を借りて開発行為等を行う場合には開発業者等が届出を行い、工事の
請負の発注者と受注者の関係では、その施工に関する計画の内容を決定する責任を
どちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が届出を行うことになり
ます。

- 届出先は、形質変更場所が長崎市内であれば「長崎市環境部環境保全課」、佐世保市
内であれば「佐世保市環境部環境保全課」、それ以外は「長崎県環境部環境政策課」
となります。

- 届出部数は３部（１部は受付印を押して届出者控え用として返戻）

□届出に必要な書類

1. 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）」
2. 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図（1：3,000～1.5万程度の縮尺）
3. 土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面（記載例参照）
（掘削部分と盛土部分が区別して表示されていること）
4. 土地所有者等であることを証する書類（土地登記事項証明書及び公図の写し）
ただし、届出者と土地所有者等が異なる場合、上記に加えて土地所有者等の同意書（記載例参照）及び工事請負契約書を添付すること。
5. 土地利用履歴書（別添様式）
届出された土地の土壤汚染のおそれの有無を迅速に判断するため、あらかじめ土地の所有者等に土地利用履歴の報告を求めるもの。
6. 工程表（記載例参照）
7. 土壤調査結果報告書
形質変更を行おうとする土地において、既に環境大臣が指定した指定調査機関による土壤調査を実施している場合は添付すること。

□届出先住所

（長崎市、佐世保市以外）

長崎県環境部環境政策課 〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2-13
TEL 095-895-2356
FAX 095-895-2566

（長崎市）

長崎市環境部環境保全課 〒850-8685 長崎県長崎市桜町2-22
TEL 095-829-1156
FAX 095-820-0316

（佐世保市）

佐世保市環境部環境保全課 〒857-0851 長崎県佐世保市稻荷町1-8
TEL 0956-26-1787
FAX 0956-34-4477

様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

長崎県知事
様
(市長)

届出者

印

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の規模	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

土地利用履歴書

土地の所在地	
--------	--

平成 年 月 日

項 目	設置の有無※
水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置	☐ 有 ☐ 無
下水道法に基づく特定施設の設置	☐ 有 ☐ 無
ガソリンスタンドの設置	☐ 有 ☐ 無

※ 過去も含めて、項目に掲げる施設の設置の有無をチェックしてください。

記載例

様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

平成22年 10月 10日

長崎県知事

中村 法道 様

届出者 長崎県庁株式会社 長崎 県太郎 印

TEL 09XX-XXX-XXXX

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

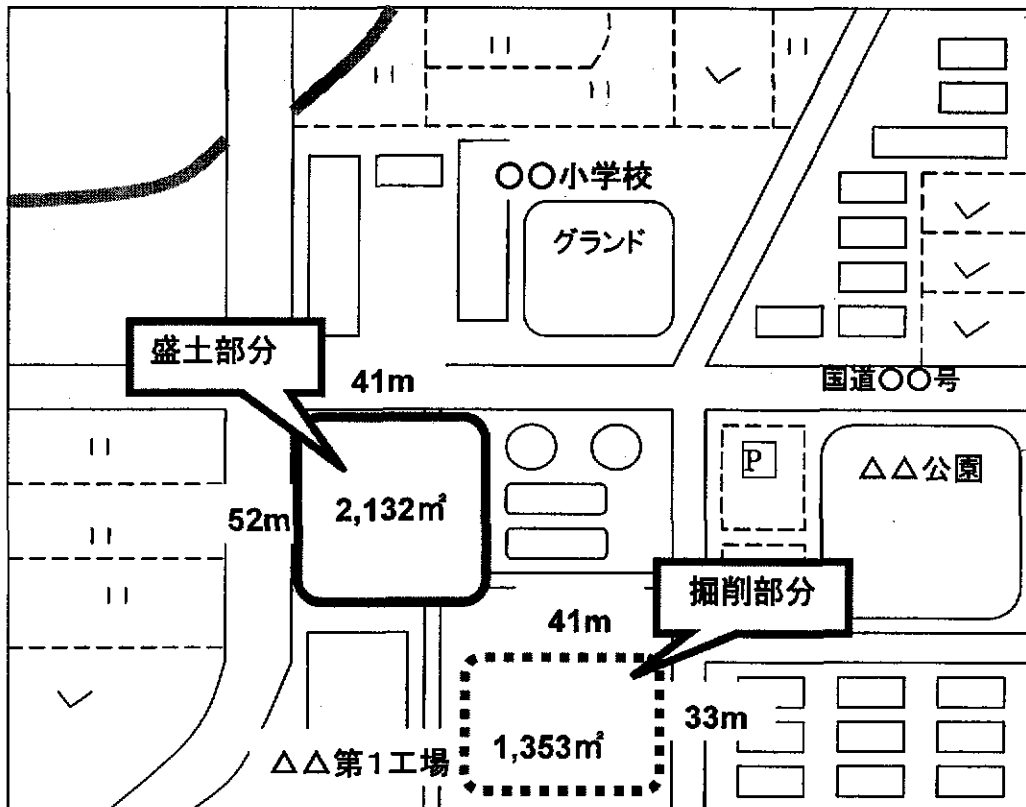
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〒85X-XXXX 長崎県〇〇市〇〇町〇〇番地 (別添地図1参照)
土地の形質の変更の場所	別添地図2参照
土地の形質の変更の着手予定日	平成22年12月2日
土地の形質の変更の規模	3,500 m ²

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

地図2. 形質変更を行う場所を明らかにした図面

盛土部分と掘削部分が区分して表示されていること



記載例
(任意様式)

形質変更実施同意書

平成22年 10月 10日

長崎県庁株式会社
長崎 県太郎 様

長崎県〇〇市〇〇町〇〇番地
土地 守 印

私は、土地の形質の変更の実施については下記のとおり実施することに同意致します。

記

土地の形質の変更の実施者 : 長崎県庁株式会社
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地 : 長崎県〇〇市〇〇町〇〇番地
土地の形質の変更の着手予定日 : 平成22年12月2日

記 載 例

土地利用履歴書

土地の所在地	長崎県〇〇市〇〇町〇〇番地
--------	---------------

平成22年10月10日

項 目	設置の有無※
水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置 ☆昭和 42～62 年まで、酸またはアルカリによる表面処理施設設置	☒ 有 ☐ 無
下水道法に基づく特定施設の設置	☐ 有 ☒ 無
ガソリンスタンドの設置 ☆昭和 50 年～平成 10 年まで設置	☒ 有 ☐ 無

※ 過去も含めて、項目に掲げる施設の設置の有無をチェックしてください。

☆もし、具体的な設置時期や業種等がわかれば記載してください。

記載例
(任意様式)

工事の工程表

年月日	内容	備考
H22.12.2	既存施設の撤去	
H22.12.16	土壌掘削、盛り土	
H23.1.15	土壌改良工事（基礎工事）開始	
H23.3.15	配管工事開始	
H24.12.2	マンション建設完成	

※おおよその流れが分かれば可（詳細な記載は不要）